

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
平成 30 年 7 月 23 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国民年金関係 1 件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1800002号  
厚生局事案番号 : 四国(国)第1800002号

## 第1 結論

平成8年6月から平成9年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年6月から平成9年3月まで

A市役所で国民年金の納付記録を確認したところ、請求期間が免除と記録されているにもかかわらず、日本年金機構の記録では、当該期間が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A市作成の請求者に係る国民年金被保険者名簿並びにA市から提出された請求者に係る国民年金資格得喪履歴及び国民年金資格・納付履歴によると、請求期間が申請免除と記録されていることが確認できるところ、日本年金機構B広域事務センターは、「請求期間に係る免除申請書等の資料を保管しておらず、オンライン記録以外の記録は確認することができない。」旨回答している。

また、請求者は、「国民年金保険料の申請免除の案内はがきが届き、返信用はがきを送付した又はA市役所で免除の申請をしたと思う。」旨陳述しているところ、A市の国民年金の担当者は、「請求期間当時、免除の所得基準内にある未納者に対し、保険料の申請免除の案内を往復はがきで送付していた。返信用はがきで免除の申請ができる様式だった。」旨陳述している上、A市作成の国民年金被保険者名簿等において、請求者の夫及び長男についても請求期間が申請免除と記録されていることから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料免除申請書がA市で受け付けられ、請求者が免除に該当し、請求期間の免除が承認されたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1800003号

厚生局事案番号 : 四国(国)第1800003号

## 第1 結論

平成6年4月から平成7年2月までの請求期間①については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成13年11月から平成17年3月までの請求期間②については、国民年金保険料を重複して納付した期間として認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成6年4月から平成7年2月まで  
② 平成13年11月から平成17年3月まで

請求期間①について、私の母親が平成5年\*月から平成7年2月までの国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、請求期間①が未納になっている。平成7年3月以降の保険料納付は父親名義のA信用金庫(現在は、B信用金庫)の口座からの口座振替に変更し、母親がその手続をした際に未納となっていた期間も全て清算したことについて、母親と会話したことをはっきり覚えている。

請求期間②について、平成13年11月から平成14年7月までの国民年金保険料は納付書で納め、同年8月以降の保険料は父親名義のC銀行の口座からの口座振替に変更し納付していたが、前述のA信用金庫の口座からの口座振替も継続されており、保険料を重複して納付している。

調査の上、請求期間①については国民年金保険料納付済み期間として記録を訂正し、請求期間②については保険料を重複して納付した期間と認め、保険料を還付してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①については、請求者が当該期間において住所地を定めていたと主張するD市の担当者は、「請求者の請求期間①に係る国民年金保険料の納付は確認できない。」旨回答している。

また、請求者は請求期間①に係る国民年金保険料の納付に直接関与していないところ、保険料を納付していたとする請求者の母親は保険料の納付について、「保険料をま

とめて支払った記憶はあるが、それが一度だけだったか、またどこで納付したのかなどは記憶がはっきりせず覚えていない。」旨陳述していることから、請求者の請求期間①に係る国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、請求者に係る請求期間①の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の母親が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

請求期間②については、請求者は、「国民年金保険料の納付については父親名義のA信用金庫の口座からの口座振替も継続しており、保険料を重複して納付していた。」旨主張しているところ、B信用金庫（A信用金庫から名称変更）から提供された請求者の父親名義の預金口座に係る預金取引明細表によると、当該期間において一人分の国民年金保険料が引き落とされていることが確認でき、同信用金庫の担当者は、「当金庫が保管している当該口座に係る国民年金保険料の口座振替依頼書の控えに、基礎年金番号が記載されている。」旨陳述しており、当該基礎年金番号は請求者の妹のものと一致することから、当該口座から引き落とされていた保険料は請求者に係る保険料であるとは考えられず、請求期間②において国民年金保険料の重複納付があったとは認められない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。